○下田市狩猟免許取得補助金交付要綱

平成27年３月25日告示第20号

改正

平成28年４月１日告示第42号

平成30年12月28日告示第134号

令和４年３月31日告示第36号

令和４年８月26日告示第114号

下田市狩猟免許取得補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥獣による農作物被害、人的被害等の拡大及び鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で下田市狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　市内に住所を有する者であって、市税を滞納していないもの

(２)　新たに狩猟免許を取得した者。ただし、更新による取得は除く。

(３)　市内の鳥獣駆除に従事することができる者

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定する狩猟免許の取得及び第55条に規定する狩猟者登録に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(１)　一般社団法人静岡県猟友会が実施する狩猟免許試験予備講習会受講料

(２)　狩猟免許試験申請手数料

(３)　医師の診断書作成料

(４)　狩猟者登録申請費用（狩猟者登録手数料、狩猟税、猟友会入会金等）

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、３万円を上限とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

２　補助金の交付は、取得した狩猟免許の区分にかかわらず、１人につき１回限りとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、狩猟免許を取得した日から１年以内に市長に提出しなければならない。

(１)　取得した狩猟免状の写し

(２)　補助対象経費に係る領収書の写し

(３)　従事可能予定区域図

(４)　市税の納期限経過分について、未納が無いことを証明する書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、狩猟免許取得補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（報告等の省略）

第７条　市長は、第５条各号に掲げる書類の提出をもって、実績報告を受けたものとみなす。

２　市長は、前条に規定する交付決定通知書をもって、当該補助金に係る確定通知を行ったものとみなす。

（補助金の請求）

第８条　申請者は、第６条の規定による通知を受けたときは、狩猟免許取得補助金請求書（様式第３号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。